

～ 要支援1・2の更新の方へ ～

新たな更新手続きとして

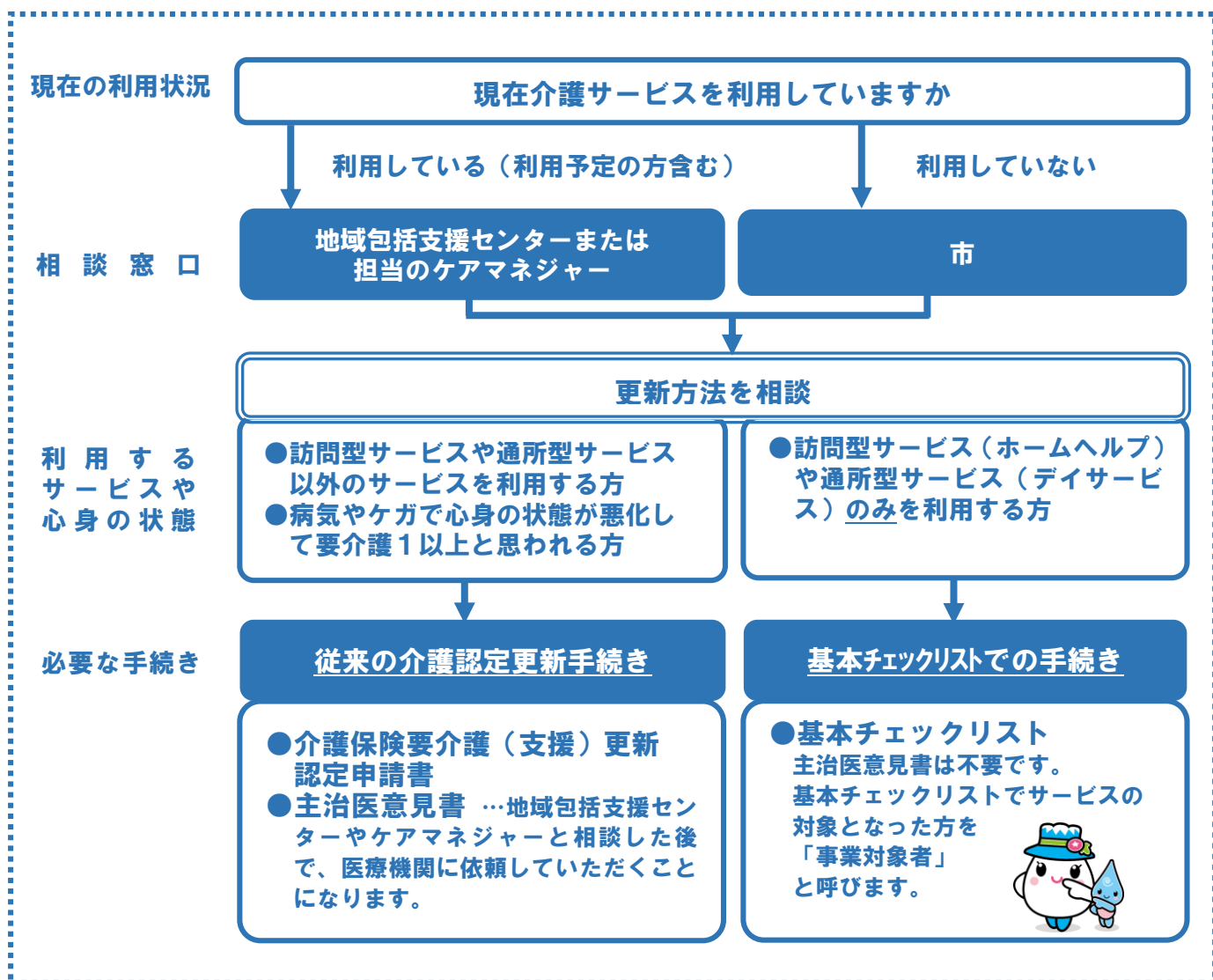
# 「基本チェックリスト」

が導入されます



白山手取川ジオパークキャラクター  
ゆきママとしずくちゃん

平成29年10月から総合事業の開始にともない、要支援1・2の方の更新の際、介護認定のほか、新たな更新手続きとして「基本チェックリスト」が導入されます。どちらにするかは下記相談窓口にてご相談の上決めることになります。



裏面もご覧ください





## 総合事業 Q&A

### Q. 基本チェックリストとはどんなものですか？

- A. 「基本チェックリスト」は心身の状態に関する25項目の質問票で、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等が利用者と面接して行います。

### Q. 基本チェックリストを受けると介護度は変わりますか？

- A. 介護認定はなくなり、「基本チェックリスト」でサービスの対象となった方を事業対象者として要支援1・2の方と区別します。事業対象者は有効期限がなく、更新手続きは不要です。また事業対象者となった場合、サービスの利用限度額は一律で要支援1相当となります。

### Q. 訪問型サービス（ホームヘルプ）や通所型サービス（デイサービス）のみの利用の場合、必ず基本チェックリストを選択しなければなりませんか？

- A. いいえ。短期入所（ショートステイ）等を利用する予定のある方は従来の介護認定手続きを選択してください。

### Q. 事業対象者となった後で、介護認定を申請できますか？

- A. いつでも介護認定を申請できます。福祉用具貸与を利用したい場合など、要支援1・2の認定が必要になったときに介護認定を申請してください。

### 【 お問い合わせ 】

松任地域の方……白山市健康福祉部長寿介護課  
美川地域の方……美川支所市民福祉課  
鶴来・白山ろく地域の方…鶴来支所市民福祉課

TEL 076-274-9529  
TEL 076-278-8118  
TEL 076-272-1113